



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

東京都台東区蔵前1丁目 5 番 1 号株式会社 カーチスホールディングス 代表執行役社長 冨 田 圭 潤 (コード番号 7 6 0 2 東証第 2 部) 執 行 役 高 田 知 行 電話番号:03-5825-5075

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第28回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

(1) 会社法の一部を改正する法律(以下「改正会社法」という。)の施行に伴う改定

平成27年5月1日をもって改正会社法が施行された事に伴い、現行定款第4条の「委員会設置会社」の表記を「指名委員会等設置会社」に変更するとともに、業務執行を行わない取締役との間の責任限定契約の締結が可能となったことから、その期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条2項の一部を変更するものとなります。

なお、現行定款第36条2項の変更につきましては全監査委員の同意を得ております。

#### (2) 役付執行役に係る改定

今後の事業拡大に備え、執行役副会長の員数を現行の「1名」より「若干名」へと変更すること を目的として、現行定款第34条を変更いたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条(条文省略)	(現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)

第 4 条 当会社は、委員会設置会社として、株 主総会及び取締役のほか、取締役会、報酬委員会、 指名委員会、監査委員会、執行役及び会計監査人 を置く。

第5条~第33条(条文省略)

(代表執行役及び役付執行役)

第34条 取締役会は、当会社の代表執行役を3 名以内で選定するものとする。

2 取締役会の決議により、執行役会長、執行役 副会長、及び執行役社長を各1名、並びに副社長 執行役、専務執行役、及び常務執行役を若干名選 定することができる。

第35条(条文省略)

第7章 取締役及び執行役の責任免除

(損害賠償の一部免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、取締役会の決議をもって、同法第423 条第1項に定める取締役(取締役であった者を含 む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の 当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範 囲で免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠 償責任に関する契約を締結することができる。た だし、その損害賠償責任の限度額は、法令で定め る金額とする。

第 4 条 当会社は、指名委員会等設置会社とし て、株主総会及び取締役のほか、取締役会、報酬 委員会、指名委員会、監査委員会、執行役及び会 計監査人を置く。

(現行どおり)

(代表執行役及び役付執行役)

第34条 取締役会は、当会社の代表執行役を3 名以内で選定するものとする。

2 取締役会の決議により、執行役会長及び執行 役社長を各1名、並びに執行役副会長、副社長執 行役、専務執行役、及び常務執行役を若干名選定 することができる。

(現行どおり)

第7章 取締役及び執行役の責任免除

(損害賠償の一部免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、取締役会の決議をもって、同法第423 条第1項に定める取締役(取締役であった者を含 む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の 当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範 囲で免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、取締役(業務執行取締役等であるものを除 く。) との間に、当会社に対する損害賠償責任に 関する契約を締結することができる。ただし、そ の損害賠償責任の限度額は、法令で定める金額と する。

## 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年6月26日(予定) 定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以上